

第1回定例会会議録

平成27年 3月16日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） おはようございます。これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る3月6日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

- ―――日程第1 議案第2号 御代田町手数料徴収条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第2 議案第3号 御代田町臨時的任用職員の給与等
に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第3 議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分
に関する条例を廃止する条例案について―――
- ―――日程第4 議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第5 議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第6 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第7 議案第8号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念
義務の特例に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第1 議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正す

る条例案について、日程第2 議案第3号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例案について、日程第3 議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、日程第4 議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、日程第6 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案について、日程第7 議案第8号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) おはようございます。総務福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第3号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例案について

議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案について

議案第8号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(笹沢 武君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第2号から議案第8号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第8号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第3号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例案について、議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案について、議案第8号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第8 議案第9号 御代田町児童館条例の一部を

改正する条例案について―――

―――日程第9 議案第10号 御代田町保育料徴収条例を

制定する条例案について―――

―――日程第10 議案第11号 御代田町営住宅管理条例

の一部を改正する条例案について―――

―――日程第11 議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に

関する条例の一部を改正する条例案について――

- 議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について、日程第9 議案第10号 御代田町保育料徴収条例を制定する条例案について、日程第10 議案第11号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、日程第11 議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。
小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

- 町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について

議案第10号 御代田町保育料徴収条例を制定する条例案について

議案第11号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について

議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を
改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第9号から議案第12号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号から議案第12号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に

付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について、議案第10号 御代田町保育料徴収条例を制定する条例案について、議案第11号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第12 議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案について―――
○議長(笹沢 武君) 日程第12 議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告いたします。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案について(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長(笹沢 武君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本

案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第13号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第13 議案第14号 平成27年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について―――

――― 日程第14 議案第15号 平成27年度御代田町小沼地区財産

管理特別会計予算案について―――

――― 日程第15 議案第16号 平成27年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計予算案について―――

――― 日程第 16 議案第 17 号 平成 27 年度御代田町介護保険

事業勘定特別会計予算案について―――

――― 日程第 17 議案第 18 号 平成 27 年度御代田町後期高齢者

医療特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 13 議案第 14 号 平成 27 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、日程第 14 議案第 15 号 平成 27 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、日程第 15 議案第 16 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 16 議案第 17 号 平成 27 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 17 議案第 18 号 平成 27 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 議案書 1 ページをお開きください。

平成 27 年 3 月 16 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 14 号 平成 27 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について

議案第 15 号 平成 27 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第 16 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案につ

いて

議案第 17 号 平成 27 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第 18 号 平成 27 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 14 号から議案第 18 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第18号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第14号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、議案第15号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第16号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第17号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第18号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第18 議案第19号 平成27年度御代田町住宅新築
資金等貸付事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第19 議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道
事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第20 議案第21号 平成27年度御代田町農業集落
排水事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第21 議案第22号 平成27年度御代田町個別排水
処理施設整備事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第22 議案第23号 平成27年度御代田小沼水道

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第19号 平成27年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、日程第19 議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、日程第20 議案第21号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、日程第21 議案第22号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、日程第22 議案第23号 平成27年度御代田小沼水道事業会計予算案について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第19号 平成27年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第21号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第22号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第23号 平成27年度御代田小沼水道事業会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第19号から議案第23号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第23号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第19号 平成27年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第21号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第22号 平成27年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第23号 平成27年度御代田小沼水道事業会計予算案について、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第23 議案第24号 平成26年度御代田町

一般会計補正予算案(第7号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第23 議案第24号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 1ページをお開きください。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第24号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(笹沢 武君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本議案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) はい。

○議長(笹沢 武君) 委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) 報告いたします。

平成26年度御代田町一般会計補正予算案、町民建設経済常任委員会付託分を審議いたしました。産業経済課の一部事業に、条例と並行し整えなくてはならない要項が整備されていない不備がございました。

早急に対応することですが、これまでの過程におきましてもこの件につきましては、議会におきまして数々の指摘を受けていることから、事務手続きあるいは体制につきまして強く指導した経過がございます。

さらに、関係部署よりアドバイスをいただき、前向きな方向を探りましたが、その内容を理解する以前の問題も発生いたしました。このように多くの問題を抱える中、当委員会として意見交換に時間をかけ、慎重審議いたしまして、採決の結果は可否同数でありました。よって、委員長の判断となり、可決と相なったことを御報告しなければと思います。

なぜ、このような報告をいたすのかと申しますと、私ども委員会におきまして、議事録に残すことに大きな意味があると判断したからでございます。

理事者、町部局におかれましては、より一層の横のつながりを持ち、町発展のため御尽力をいただきたいとあえて申し上げ、報告いたします。

○議長(笹沢 武君) ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第24号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、討論を終結いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第24号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第24 議案第25号 平成26年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について―――

―――日程第25 議案第26号 平成26年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計予算案(第4号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第24 議案第25号 平成26年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、日程第25 議案第26号 平
成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案(第4号)について、委員長
の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告いたします。1ページをお開きくださ
い。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 25 号 平成 26 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
(第 3 号) について

議案第 26 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案 (第
4 号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長 (笹沢 武君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 25 号から議案
第 26 号の議案についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号から議案第 26 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 25 号 平成 26 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補
正予算案 (第 3 号) について、議案第 26 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案 (第 4 号) については、委員長報告のとおり決しました。

―― 日程第 26 議案第 27 号 平成 26 年度御代田町公共下水道

事業特別会計補正予算案 (第 4 号) について――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 議案第27号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 報告します。

平成27年3月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第27号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第27号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第27号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 27 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）については、委員長報告のとおり決しました。

ただいま、町長より議案が 5 件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 とし、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号から 32 号を追加日程第 1 から追加日程第 5 とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第 1 議案第 28 号 教育委員会委員の任命について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第 1 議案第 28 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、追加議事日程議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 28 号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田 2 6 4 4 番地 6

氏 名 市川 美香

昭和 46 年 1 1 月 5 日生まれ

平成 27 年 3 月 16 日提出

御代田町長

教育委員会委員の任命につきましては、現在、原田博子氏が平成 27 年 4 月 19 日をもって任期満了となります。つきましては、その後任として市川美香氏を今回任命同意を求めるため、議案を提出するものでございます。

今回お願いいたします市川美香氏は、高校卒業後、松本市内で会社員として10年間勤務され、結婚、出産を機に退社、御主人の転任に伴いまして御代田町に住まわれてからは、お2人のお子さんを育てられるかたわら、フレンドリー図書館ボランティアに参加し、お話グループのリーダーとして活躍、図書館運営の一翼も担っていただいております。また、平成25年度からは、南小学校PTA副会長、平成26年度には会長の要職を歴任され、学校等と連携して教育環境等の整備・充実に熱意を持って取り組んでいただきました。

これら学校等の運営に尽力いただいた功績は大なるものがございます。こうした多くの経験を生かされ、小中学校に児童生徒が在籍する保護者の視点に立って、御代田町教育行政の一端を担っていただけるものと考えます。

今回、教育委員会委員として教育委員会改革や教育行政全般にわたり、その経験を活かしていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定にあります人格が高潔で教育に関し指揮権を有する者として任命同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、現委員の原田博子氏の後任として、平成27年4月20日から平成31年4月19日までの4年間の任期となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第28号 教育委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決しました。

――追加日程第2 議案第29号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約の変更について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第2 議案第29号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 追加議案書の2ページをごらんください。

議案第29号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約の変更について、御説明をいたします。

この契約はクラインガルテンの建築工事でございます、その規模が議会の議決に付すべき契約であることから、下記のとおり変更契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

契約の変更の内容でございますが、工期の延長でございます、当初契約では工期が平成27年3月25日までとしておりましたけれども、これを変更して、工期を平成27年5月29日までとする変更内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 29 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第 29 号 平成 26 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約の変更については、原
案のとおり決しました。

――追加日程第 3 議案第 30 号 御代田町特別職の職員で常勤の者

等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(笹沢 武君) 追加日程第 3 議案第 30 号 御代田町特別職の職員で常勤の者
等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、追加議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 30 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 16 日提出

御代田町長

それでは、4 ページをお願いいたします。

この条例は、クラインガルテンのオープンの遅れ及び予定していた補助金に減額
が生じたことに対する町長としての責任として一部改正をお願いするものでありま
す。

内容といたしましては、30%カットの二月ということでございます。町長の給
料月額の特例として、附則に 1 項を加えまして、73 万 3,000 円を 51 万
3,100 円とするものです。平成 27 年 4 月 1 日より施行するものです。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げて、提案説明とさせてい

ただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、少数であります。

よって、議案第30号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案否決であります。

―――追加日程第4 議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 追加日程第4 議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、追加議案書の6ページをお願いいたします。

議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成27年3月16日提出

御代田町長

今回の改正の概要につきましては、昨年12月の議会において、人事院勧告に合わせまして、給与制度の総合的な見直しも勧告の骨子としてありましたので、今回一部改正を行うものでございます。

なお、改正の内容といたしましては、55歳を超える職員の昇給抑制、給料表、給料の特別調整額ということで管理職手当でございますが、この見直しを、上限を100分の8から100分の25へ引き上げるものです。ただし、金額については、当町では課長3万4,000円、補佐2万円等の金額の変更はいたしません。

3番目としまして、給料表の改定では、平成26年4月1日の改定と同様に、県に準じまして行います。そういうことの中で、1級全号俸と2級27号俸まで、3級の10号俸まで引き下げはありません。また、給料表の4級、5級、6級に端号俸の号俸延長がされております。

それでは、7ページのほうをお願いいたします。

第7条第3項にて、55歳を超える職員の抑制として、「2号俸」を「1号俸」と改めます。第11条の2、第2項中、管理職手当を「100分の8」から「100分の25」に改めるものです。

附則としまして、附則の第10項中、6級で55歳を超える職員の1.5%減給としている規定を当分の間としてございましたけれども、これを平成30年3月31日と改め、給料表を改めるものです。

附則といたしまして、平成27年4月1日より施行し、2項に施行前の異動者の号俸の調整、3項から給料の切替えに伴う経過措置が規定されております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案どおり決しました。

―――追加日程第5 議案第32号 平成26年度御代田町一般会計

補正予算案(第8号)について―――

○議長(笹沢 武君) 追加日程第5 議案第32号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案(第8号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 追加議案書の19ページをお願いいたします。

議案第32号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案について御説明をいたします。

この予算案につきましては、地域創生関係の補正を別冊のとおり提出するものがございます。予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算案(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,234万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,785万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、委員会での審議がございませんので、事項別明細のほうで説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

歳入でございます。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。目1、総務費国庫補助金でございます。規定額に4,234万1,000円を増額するものでございまして、説明欄をごらんください。003、地域住民生活等緊急支援交付金といたしまして、1,882万2,000円、004、地域住民生活等緊急支援交付金ということで2,351万9,000円で、合計4,234万1,000円でございます。

続きまして次のページ、歳出をご覧ください。

款2、総務費。項1、総務管理費。目1、総務一般管理費でございます。規定額に730万円の増額ですが、これは説明欄、ホームページ更新委託料ということで、空き家バンクを含む町のホームページの更新委託料でございます。

目6、企画費、規定額に870万円の増額をお願いするものでございまして、内訳といたしましては、総合戦略策定調査分析業務委託料ということで840万円、それから移住促進事業委託料ということで30万円の計上でございます。

款7、項1、商工費。目1、商工振興費でございます。2,351万9,000円の増額補正でございます。説明欄をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、プレミアム商品券事業補助金ということでございます。次のページをお願いいたします。

款9、項1、消防費。目2、消防施設費でございます。こちらにつきましては、310万円の計上でございます。消防団員の装備品を消耗品として計上するものでございます。予備費の27万8,000円の減額で調整をさせていただいております。

申し訳ございません。4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費の関係では、ホームページ更新委託料として

730万円を、総合戦略策定調査分析業務委託料として840万円を、移住促進事業委託料といたしまして30万円を、それぞれ計上するものでございます。

款7、項1、商工費では、プレミアム商品券事業の補助金2,351万9,000円を、款9、項1、消防費、消防施設整備用品ということで310万円を翌年度に繰り越させて事業をさせていただくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第32号 一般会計補正予算案（第8号）については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長（笹沢 武君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 平成27年第1回御代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり、慎重に御審議をいただきまして大変ありがとうございました。

御決定いただきました予算に基づきまして、4月からの新年度の事業が始まってまいります。

本予算が町民の皆様の暮らしを守り、地域の発展につながるべく、諸事業の執行に当たりましては、誠心誠意職員一丸となって進めさせていただきます。

いよいよ待ち遠しかった春になります。季節の変わり目になっておりますので、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍をいただきますよう御期待を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変御苦労さまでした。

――閉 会――

○議長（笹沢 武君） それでは、これにて平成27年第1回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午前10時57分